

地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス 長期入居利用料金表

令和5年10月1日現在

1ヶ月の利用料金（30日での計算です）（介護サービス費）+（食費+居住費）+別表1

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	第1段階	61,435円	63,829円	66,361円	68,823円	71,184円
	第2段階	64,135円	66,529円	69,061円	71,523円	73,884円
	第3段階	86,635円	89,029円	91,561円	94,023円	96,384円
	第3段階	107,935円	110,329円	112,861円	115,323円	117,684円
	第4段階	149,185円	151,579円	154,111円	156,573円	158,934円
2割負担		177,020円	181,808円	186,871円	191,796円	196,518円
3割負担		204,855円	212,037円	219,631円	227,019円	234,102円

、の詳細については下記説明を御覧ください。

1割負担の利用者負担段階の区分及び対象者については「食費・居住費」の説明をご参照ください。

上記以外に以下の料金が追加されます。

ご入居者の状態に応じて、排せつ支援加算・褥瘡マネジメント加算を算定致します。(金額は月額です)

	排せつ支援加算			褥瘡マネジメント加算	
	()	()	()	()	()
1割負担	約11円	約16円	約21円	約4円	約14円
2割負担	約21円	約31円	約41円	約7円	約27円
3割負担	約31円	約47円	約62円	約10円	約41円

・排せつ支援加算は()~()のいずれか、褥瘡マネジメント加算は()()のいずれかを算定します。

ご入居者の状態に応じて、認知症専門ケア加算()を算定致します。(金額は月額です)

	認知症専門ケア加算()
1割負担	約90円
2割負担	約180円
3割負担	約270円

料金の内訳(説明)

介護サービス費(30日計算)

サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	27,835円	30,229円	32,761円	35,223円	37,584円
2割負担	55,670円	60,458円	65,521円	70,446円	75,168円
3割負担	83,505円	90,687円	98,281円	105,669円	112,752円

記載金額には以下の加算が含まれています。

看護体制加算()イ、()イ・日常生活継続支援加算()・個別機能訓練加算()、()・夜勤職員配置加算()イ
科学的介護推進体制加算()・介護職員処遇改善加算()
介護職員等特定処遇改善加算()・介護職員等ベースアップ等支援加算

利用者負担()が一定の上限額を超える場合は、超えた金額が高額介護サービス費として還付されます。

高額介護サービス費の所得区分と負担の月額上限

区分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)~690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税~課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を非課税	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金等収入額合計が年間80万円以下の方	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

対象者にはハガキにて通知されます。また初回のみ申請が必要です。

食費・居住費（利用者負担段階別）

利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
	1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
第1段階	300円	9,000円	820円	24,600円	33,600円
第2段階	390円	11,700円	820円	24,600円	36,300円
第3段階	650円	19,500円	1,310円	39,300円	58,800円
第3段階	1,360円	40,800円			80,100円
第4段階	1,445円	43,350円	2,600円	78,000円	121,350円

特定入所者介護サービス費（下表）の支給申請をすることで負担限度額が適用されます。

特定入所者介護サービス費による利用者負担段階の区分及び対象者

	対象者	預貯金額（）内は配偶者がいる場合
第1段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯の全員が市町村民税を課税 されていない方で合計所得金額と 課税年金収入額と非課税年金収入 額の合計が右の範囲に該当する方	80万円以下
第3段階		80万円超 120万円以下
第3段階		120万円超
第4段階	・上記以外の方	500万円（1500万円）以下

世帯の全員とは世帯を分離している配偶者も含まれます。

申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

(参考) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人（一部の市町村等を含む）が運営する施設等で提供する介護（予防）サービスを利用する場合、申請により、利用者負担額、食費、居住費（滞在費）または宿泊費が軽減される制度です。

当施設は、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の指定を受けています。減額対象確認証が交付されている場合は、その提示により軽減制度をうけることができます。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の～の全てに該当する方 介護保険料の所得段階が第2段階・第3段階・第4段階のいずれかであること 世帯全員の年間（8月から翌年7月まで）収入見込額（農業・事業による収入がある場合は必要経費を除く）の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること 生命保険の満期保険金、資産の売却金、その他配当金等、一時的な収入も含まれます。 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること 市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと 本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと 以下のような場合は軽減の対象となりません。 ・本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 ・収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2千万円を越える場合（固定資産税評価額については、固定資産税納税通知書等を参照してください） ・本人及び世帯員がその他高額な資産を所有する場合 介護保険料を滞納していないこと	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

申請方法等、詳細は各区介護保険課介護保険係にお問い合わせ下さい。

別表 1

居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

複写物の交付	用紙代等	10円 / 枚
日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費 診療費・調剤薬局代・インフルエンザ等予防接種代 等 ・食料品 菓子、栄養補助食品、飲み物類 等 ・売店での購入費用 ・理美容代 ・被服費 普段着、パジャマ、肌着 等 ・日常生活用品 ボックスティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉 等 ・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等 <p>各申請代行時における駐車料金。入院時における病状確認時等の駐車料金。</p>	実費
生活費管理サービス	ご契約者の所有する現金及び預金通帳、有価証券、保険等の証書並びに印鑑の保管及び出入金等の管理、費用の一時立替えをする支払い代行	2,050円 / 月
電気料金	居室に持ち込む電化製品の電気使用料 充電器で使用するもの(スマートフォン、タブレット、電気シェーバー等)は除きます。	1台550円 / 月
入院時の居住費	ご契約者が入院後7日目より(6日間は入院外泊時費用が認められている為)居住費を別途負担していただきます。	<p>1段階900円 / 日</p> <p>2段階1,100円 / 日</p> <p>3段階1,400円 / 日</p> <p>4段階2,100円 / 日</p>